二　財務諸表の要約
三　財務情報
イ　財務諸表に記載された事項の概要
ロ　重要な施設等の整備等の状況
ハ　予算及び決算の概要
ニ　経費の削減及び効率化に関する目標並びにその達成状況
四　事業に関する説明
イ　財源の内訳
ロ　財務情報及び業務の実績に基づく説明
3　事業報告書には、通則法第三十五条の十に規定する事業計画に記載されたセグメント（造幣局を構成する一定の単位をいう。）ごとの予算に関する見積りと当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付するものとする。
第十二条中「第三十八条第四項」を「第三十八条第三項」に改め、同条の次に次の一条を加える。
（会計監査報告の作成）
第十二条の二　通則法第三十九条第一項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。
2　会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。
一　造幣局の役員（監事を除く。）及び職員
二　その他会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者
3　会計監査人は、通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。
一　会計監査人の監査の方法及びその内容
二　財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び第四項において同じ。）が造幣局の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項
イ　無限定適正意見　監査の対象となった財務諸表が独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、造幣局の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨
ロ　除外事項を付した限定付適正意見　監査の対象となった財務諸表が除外事項を除き独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、造幣局の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨及び除外事項
ハ　不適正意見　監査の対象となった財務諸表が不適正である旨及びその理由
三　前号の意見がないときは、その旨及びその理由
四　追記情報
五　前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関して必要な報告
六　会計監査報告を作成した日
4　前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。
一　正当な理由による会計方針の変更
二　重要な偶発事象
三　重要な後発事象

第十三条第一項ただし書中「中期目標の期間の最後の事業年度に」を「対象事業年度（同項第一号に規定する対象事業年度をいう。以下同じ。）に」に、「当該中期目標の期間の最後の事業年度」を「対象事業年度」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「当該中期目標の期間」を「対象事業年度」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「当該中期目標の期間以前の中期目標の期間」を「前事業年度」に改め、同号を同項第二号とし、同条第二項中「当該中期目標の期間の次の中期目標の期間」を「対象事業年度の次の事業年度」に改める。

第十四条中「独立行政法人造幣局法施行令」を「造幣局法施行令」に改め、同条第一号中「当該中期目標の期間の最後」を「対象事業年度」に改め、同条第二号中「当該中期目標の期間の最後の事業年度」を「対象事業年度」に改める。

第十七条中「第十七条第一項」を「第十七条」に、「第三十一条第一項前段」を「第三十五条の十第一項前段」に、「年度計画を届け出た」を「事業計画の認可を受けた」に改める。

第十八条（見出しを含む。）及び第十九条（見出しを含む。）中「第四十八条第一項」を「第四十八条」に改める。

附則第五条（見出しを含む。）中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

別紙中「┌──┬──┬──┐　目的積立金取崩額　├──┼──┼──┤　×××　└──┴──┴──┘」を削る。

（独立行政法人国立印刷局に関する省令の一部改正）

第二条　独立行政法人国立印刷局に関する省令（平成十五年財務省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十条第一項の中期計画」を「第三十五条の十第一項の事業計画」に改める。

第四条を削る。

第三条の見出しを「（事業計画に定める業務運営に関する事項）」に改め、同条中「第三十条第二項第七号」を「第三十五条の十第三項第七号」に、「中期目標の期間」を「前事業年度」に、「中期目標を」を「年度目標を」に改め、同条を第四条とする。

第二条の見出し中「中期計画」を「事業計画」に改め、同条第一項中「第三十条第一項」を「第三十五条の十第一項」に、「中期計画の認可」を「事業計画の認可」に、「中期計画の最初の事業年度開始の日の三十日前までに（印刷局の成立後最初の中期計画については、その成立後遅滞なく）、当該中期計画」を「事業計画」に改め、「申請書を」の下に「、当該事業年度開始の日の三十日前までに、」を加え、同条第二項中「第三十条第一項後段」を「第三十五条の十第一項後段」に、「中期計画」を「事業計画」に改め、同条を第三条とする。

第一条の二第一号中「独立行政法人国立印刷局法（以下「印刷局法」という。）」を「印刷局法」に改め、同条を第二条とする。

第一条の次に次の二条を加える。

（監査報告の作成）

第一条の二　印刷局に係る通則法第十九条第四項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2　監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第一号及び第五項において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一　印刷局の役員及び職員
二　その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者